

建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和3年2月10日(水曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前11時53分 散会

付託事件

- (1) 令和2年陳情第3号
- (2) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 陳情審査

- ① 令和2年陳情第3号 私道路土地の寄附に係る現況図の交付に関する陳情

(2) 報告事項

- ① 都市計画道路の見直しについて (建設計画課)
- ② 偕楽園周辺地区における用途地域及び地区計画の変更について (都市計画課)
- ③ 千波公園ハナミズキ広場のネーミングライツ(施設命名権)について (公園緑地課)

(3) その他

2 出席委員(6名)

委員長	飯田正美君	副委員長	萩谷慎一君
委員	中庭次男君	委員	五十嵐博君
委員	小川勝夫君	委員	松本勝久君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(1名)

議員 袴塚孝雄君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長 秋葉宗志君

建設部長 渡邊雅之君 建設部技監兼建設計画課長 大森幹司君

建設部技監兼道路建設課長 安達茂君 建設部技監兼内原建設事務所長 谷萩幸治君

道路管理課長 有金正義君 生活道路整備課長 川又弘一君

河川都市排水課長 大山裕己君 建築課長 大和田聡君

土木補修事務所長 小田博之君

都市計画部長	加藤久人君	都市計画部技監兼市街地整備課長	木村勤君
都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長	大和直文君	都市計画課長	柴崎美博君
建築指導課長	井原孝志君	公園緑地課長	上田航君
住宅政策課長	砂川和敏君		
上下水道事業管理者	荒井幸君		
水道部長	伊藤俊夫君	水道部技監兼給水課長	梶山学君
水道総務課長	梶山哲君	経理課長	栗原千尋君
料金課長	倉田佳則君	水道整備課長	杉山健一君
浄水管理事務所長	島孝夫君		
下水道部長	坪貴之君	下水道部技監兼下水道整備課長	松葉光隆君
下水道管理課長	鬼澤英一君	下水道施設管理事務所長	渡邊基弘君
6 事務局職員出席者			
議事係長	綱島卓也君	書記	堀江良君

午前10時 0分 開議

○飯田委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会します。

この際、御報告します。本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしく申し上げます。

〔傍聴人入室〕

○飯田委員長 それでは、これより議事に入ります。

初めに、陳情審査を行います。

当委員会に付託され、継続審査となっております令和2年陳情第3号 私道路土地の寄附に係る現況図の交付に関する陳情につきましては、本日のところは継続審査といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で、陳情審査を終わります。

次に、報告事項の説明を行います。

初めに、都市計画道路の見直しについて、執行部より説明を願います。

大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 おはようございます。

それでは、水戸市都市計画道路の見直しにつきまして、お手元の建設部建設計画課提出資料に基づき説明をさせていただきます。

概要でございますが、本市の都市計画道路は、都市計画決定から長期未着手となっている路線が多く存在していたことから、これまでも手続などを含めて、8路線8区間の都市計画道路の廃止を含めた変更を行ってきているところでございます。

その後、水戸市都市計画マスタープラン（第2次）の策定や新たな交通データが国から示されるなど、本市を取り巻く社会情勢に変化が生じていることから、より効率的、実効的な道路のネットワーク構築のため、市内の都市計画道路の必要性について再検証を行い、見直し路線を抽出しました。

その見直しの対象となった路線につきましては、2のところに記載してある対象路線3路線になります。

1つが都市計画道路3・5・105号東前大場線、2つ目が都市計画道路3・5・160号東前滝下線、3路線目が都市計画道路3・4・177号美都里橋線の、この3路線について対象となりました。

この3路線の位置関係につきましては、資料裏のA3横カラーの折り込み図面に記してあるとおりでございます。

今回、対象となった路線のうち、1と2の路線につきましては、全体の路線のうち未整備となっている部分を変更するものでございます。そして、3番目の路線については、全線の廃止という形になってございます。

この抽出した3つの路線につきまして、昨年12月中旬から今年1月中旬まで、市民意見公募手続を行った結果を裏面のほうにお示ししてございます。

参考資料1に記載してありますとおり、市民意見公募手続の結果、意見は出されませんでした。

今後につきましては、本日の報告の後に、ホームページなどで周知を行い、来月の3月に地元説明などを行い、その後、都市計画上の手続である公聴会の開催、もしくは都市計画案の縦覧の手続を経て、水戸市都市計画審議会の開催、そして決定告示という形で進めてまいりまして、最後に、道路交通法の網もかかっている路線もあることから、そちらのほうの手続を今年の12月に行うような予定を考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○飯田委員長 内容について、何か御質問等がございましたら発言をお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 まず、③の美都里橋線は全線廃止することなんですけれども、今の計画では美都里橋の脇にもう1本橋をつけるという計画になっていますよね。その橋の手前の大きなビルも取り壊すということになって、かなり税金が投入されるということになってしまうんですけれども、その点で、そういうことを配慮して今回やったのかどうか、その辺をちょっとお聞かせください。

それから、あと2つは、美都里橋を今度新しく改修しましたよね。あれはどのぐらいかかったんですか。改修して新しくペンキで塗り替えたりなんかしましたよね。そういう費用はどのぐらいかかったのか教えていただきたい。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

今、お話がありました美都里橋線も含め、今回の見直しの対象については、そもそもの道路の性能がきちんとどんな役割を果たすのか、そういったところを評価した後、全線でかなりの本数がございますけれども、その中で平均点以下になったものにつきまして、現況の交通量をシミュレーションして、実際に走ったものと同じような形で想定したときに、落とした場合と、落とさない場合で影響が出るのかということを検証しております。

実際には今回の廃止によりまして、現実的に橋を架けたりとか、そういった建物の補償とかがなくなるのは事実でございますが、そういったところを加味しているわけではなくて、あくまでも性能と区分があったようだけれども、効果についてどの程度影響が出るのか、そういったところの検証結果で、今回対象路線を抽出してございます。

それと、すみません。もう1つの御質問の美都里橋の橋りょう長寿命化を図った工事の概要につきましては、今手元に資料がないので具体的な金額はちょっとお答えできません。申し訳ありません。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は、美都里橋線を架け替えて、また高いビルを壊すということは、税金の無駄遣いだということで、前から主張してきましたので、美都里橋線の廃止については、これは賛成であります。十分、今の体制でできるということなので、これはいいと思います。

それから東前の大場線と滝下線については、これは地図を見ると途中で止まってしまっているんですね。そうすると交通の支障にはならないかどうか、ちょっとその辺が心配なんですけれどもいかがでしょうか。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

御質問いただきました東前区画整理地内の周辺にあります2路線につきましては、後ろの折り込みの図面のほうでお示したように、黒で示した全線のうち黄色の部分を廃止させていただくというような、部分的な変更みたいな形になってございます。

実際に、こちらの道路につきましては、黒く出来上がっているところについては、区画整理地内の中で、きちんと周回ができるような道路の形態があります。南北をつなぐ道路としてどうなのかという形で言うと途中の区画の中で止まってしまうますが、その区画内の道路を少し回り道していただきますと、東側に縦に通じている道路がございますので、それで機能が十分代替できるというような形で考えています。

また、東側のほうに抜ける滝下線につきましても、計画決定はされてございますが、現況で、ちょっと道幅が狭い道路がございます。そちらのほうについては、やらないということではなく、通学路として使われていることもあることから、今後そういった安全対策などを考慮していきたいというふうに考えてございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 分かりました。交通にはあまり支障がないということですね。

それと、もう1つは、都市計画道路の見直し3路線ありましたけれども、私の近くに都市計画道路見川線、市道で言えば見川・丹下線というのがあるんですけども、ここは、都市計画道路の網がかかっている、その結果道路の拡幅ができなくて、通学路の安全対策、歩道も取れないということになってしまって、非常に地元の皆さんは、その都市計画道路の網を外して、きちんと原形の道路で交通安全、通学路の安全対策を取ってほしいというので、これまでも強く要望してきたんですけども、この点については見直しというのはなかったんですかね。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

長期未着手路線として対象になった路線については全て検証の対象にはしてございまして、御質問いただきました見川線、国道50号バイパスの桜ノ牧高校より1本東側のところから、見川のクリーンセンターの脇を抜けて、そのまま道なりではなくて途中から東側の道路のほうに振れたところにあるという計画になっている道路でございますけれども、こちらのほうについても未着手路線という形で検証をしてございます。

ただ、検証した結果、交通の影響とかが出てしまって、やっぱり重要な路線だということで今回は存続というような扱いをさせていただいてございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 あそこの道路は、水戸医療センターに行く道路になっていたり、あるいは県庁に行く道路になっていて、かなり交通量が激しいんです。しかし、都市計画道路の網がかかったために歩道の整備ができないということなので、交通安全でも非常に問題になっているので、ぜひ、この見直しを進めていただけないかなというふうに思います。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

松本委員。

○松本委員 この見直しに当たっては、私も本会議でも言わせていただいて、執行部の皆さんに敬意を表したいと思います。

これを最終的に決定していくのには、今後の行程というのは何かあるんですか。大森課長のところだけで廃止だよと言って、廃止できるものでもないでしょう。ですから、例えば都市計画審議会にかけていくとかいうことになっていくんだろうと思うんですけども。

それとあわせて、この吉沢町の県庁前の通りは県の事業なんですけれども、都市計画道路3・3・16号線までで、今止まっていますよね。あれが国道6号まで抜ける予定にはなっています。実施計画にはなっていないと思います。この辺も一応県のほうと検討されたのかどうか。この辺の方々も賛否両論です。当時は反対だったんです。今は、恐らく水戸市のほうに要望書みたいなものが上がっていると思います。みんな大部分が賛成で。だから、県のほうとこの辺は打合せをして、この路線については協議をされたのかですね。これが1点。

それと、この東水戸道路というのは高速道路なんだよね。要するに見直しというのは、新しく路線も計画を立てるべきことがあるのかなというふうに私自身は思うんですよ。やっぱり元吉田では交通渋滞がかなり——私は地元のほうですから偏って申し訳ないんだけど、ピクター跡地にあれだけの施設ができた。県庁ができた。朝晩はものすごい交通量になっています。そういうことで例えばですよ、その環状線みたいな、水戸市の端のほうをずっとそういう計画があってもいいのかなというふうに私自身は思うんですよ。

その辺のところも検討する余地があると私は思うんですけども。今回の見直しについて、その辺も検討されたのかどうか。あるいは今後早急に検討しますということなのか。

この2点についてお答えをいただきたいと思います。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

1つ目は、県庁の南に通っているかなり広い通り、都市計画道路の県庁南大通り線と言っている道路だと思いますけれども。確かに委員の御指摘のとおり、今、都市計画道路の梅香下千波線ですね。千波大橋から真っすぐ来る道路が交差するところで丁字路というか、狭い十字路になって止まってございます。

こちらの路線につきましては、県の予算に関する要望という市の要望活動の中でも、県庁舎周辺の整備ということで、これまでも県のほうに早期にきちんとした形で拡幅整備をしてほしいという形で要望のほうは続けてきてございます。

県のほうからは、周辺道路の都市計画道路、ほかに着手しているような道路もございまして、そちらのほうの進捗を見ながらというようなお話でのお答えが返ってきているのが現状でございます。

ただ、ここの道路が国道6号まで抜けることによって、相当、交通の体系が強化されるということは十分認識してございますので、引き続き県に早期の着手、事業の完成のほうに向けたことを要望していきたいと考えてございます。

それから、2つ目の御質問でいただきました、落とすだけではなくて新たな道路の可能性とかも検証していないのかという御質問でございますが。

今回の部分については、既に計画決定していてもなかなか未着手で現場ができていない路線が数多かったことから、そちらのほうが本当に必要なかどうかということでの見直しの作業を進めさせていただいたところでございますが、新たな道路の部分についての検証は、ちょっと今回の検討の中には加えてございません。

ただ、現場の状況、市内各所でいろんなものの施設ができて交通渋滞とか引き起こしたりとか、様々な状況がやっぱり多く見られてくることもございますので、今後そういった道路の渋滞状況とか、そういったところをよく注視しながら、必要に応じて新たな道路の部分についても検討をしていきたいというような形で考えてございます。

以上でございます。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 3番の今後のスケジュールについて、ちょっと確認させていただきたいんですが、地元説明とかがありますので、計画した以上は黙って終わるのではなく、きちんと地元の方に説明することが重要なことだと考えております。

ただ、今このようなコロナ禍の状況の中で、なかなかこう集まって行くとするのは難しいかと思うので、いろいろ文書等とか考えておられるのかと思うんですが、その点についてどのように対処しているのか。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

確かに御指摘いただいたとおり、こちらがやめるからということで、地元を全く無視した形でそのように手続を進めるということは全く考えてございません。

ただ、その関係する地権者に対しては、これまでは地元説明会ということで、ある日時を決定して、そちらのほうにお集りいただいて説明のほうをさせていただいた上で手続のほうをしていた形態がございます。しかし、最近のコロナの影響が相当ある中で、それらの人々を1か所に集めて御説明を差し上げるというのはなかなかちょっと状況に応じた形ではないかなというふうには考えてございまして、関係する地権者の方々全員にそういった内容を示したものをお送りした上で、そちらの方から御返答いただく、もしくは返事がなければ賛同だというような形で解釈をしながら、一応説明責任は果たしていきたいというふうな形で考えてございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

確かに、そのような安全対策を取った上で進めていただければと思います。

もう1点、ちょっとこれは参考までにお聞かせ願いたいんですが、先ほどもありましたように、前回ですか、8路線8区画が廃止になりました。今回が3路線の見直しということがあります。水戸市内に都市計画部が決定して未着手の路線が今後もあると思うんですけれども、どのぐらいあるのか参考までにお聞かせ願

えればと思います。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

今回、見直しの対象となったのは、路線を1つ全部ではなくて、都市計画道路の交差点と交差点という形で区切り、区間として扱ったものが55区間ございます。

その中で、そういうふうには、そのままやる必要があるよねという形と、検証を加えた上ですという形で、手順を進めた形になってございまして、最終的には3つの区間が対象という形になりましたので、引き算をすると55から3なので、まだ50区間以上は残っているという形になります。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

小川委員。

○小川委員 関連で。このたびの見直しじゃなくて、旧常澄地域の中における県道内原塩崎線と「えこみっと」の下側を潤沼に向けて通る、いわゆるこれは、県道長岡大洗線だけ。この2路線はあくまでも県道でもあるし、その中で測量は終わったと思うんですね。その後の進捗状況をちょっとお伺いしたいなど。

というのはですね、やはり新ごみ処理施設に搬入する交通量がかなり増えているというので、安全の面で、一日も早く解決していただきたいというような声が周辺の住民から上がっておりますもんでね。ちょっとこの2路線についてお伺いをしたいと。

以上でございます。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの小川委員の御質問にお答えいたします。

「えこみっと」ができた森戸のところに接続する道路につきましては、けやき台のほうから真っすぐ行きまして、今の県道を使って、ちょっと茨城町のほうに少し出た若宮十字から戻って、出来上がった「えこみっと」の脇の道路という形でつながってございます。

そこを、斜めに真っすぐ行ける道路等については、前にもこの建設企業委員会のほうで御説明をさせていただいた、今の道路で言うと市道酒門358号線という路線になりますが、今こちらのほうについては、私どもの建設部のほうで用地交渉等を鋭意進めておりまして、必要な工事も今進めているところでございます。

手続とかいろいろ予算を確保しながら、なるべく早く斜めにショートカットできるような道路ができるように努力してまいりたいと思います。

それからあと、接続している県道ですね。「えこみっと」に入るところは、県道内原塩崎線という道路がございまして、こここのところ、若宮十字から大場小学校のほうに行くとかかなり狭い道路になってございまして。こちらの道路につきましては、「えこみっと」の周辺の県道もあわせて、先ほども御説明を差し上げた県の予算に関する要望の中で、周辺の道路の整備についても早期にやってほしいということで県のほうに働きかけを行ってございまして、県道内原塩崎線の部分につきましては、交差点の改良に関して県のほうで今事業を進めていただいている状況でございます。

ただ、若宮十字から東側の大場のほうに来たときの森戸の集落に入手前のところまでが、まず先行してやるというようなお話を伺ってございまして、そこから先の大場小学校までのちょっと下り坂になって曲

がるところについては、その進捗状況を見ながらちょっと考えていきたいというようなことで伺ってございます。

あと、「えこみっと」から下に下っていくと、下の県道長岡大洗線でしたかね。そちらのほうについても、交差点の影響部分とかについては、県のほうで今いろいろ作業を進めていただいているような状況となっております。

以上でございます。

○飯田委員長 小川委員。

○小川委員 ただいまお伺いしました。

いずれにしても、県に対する要望でもございますし、その辺を踏まえて、しっかりと。それとともに、冒頭に申し上げましたように、1日も早く、安全、安心にそこを通過できる道路にさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 ないようですので、次に、偕楽園周辺地区における用途地域及び地区計画の変更について、執行部から説明を願います。

柴崎都市計画課長。

○柴崎都市計画課長 おはようございます。

都市計画課でございます。どうぞよろしく願いいたします。

御手元の資料になりますが、偕楽園周辺地区における用途地域及び地区計画の変更につきまして、都市計画課提出の資料に基づきまして御説明させていただきます。

初めに、1の趣旨でございます。

偕楽園周辺地区は、本市の都市計画マスタープランにおきまして、交流拠点としての充実と良好な景観の形成を図るべき地区として位置づけられております。このことから、同地区の交流拠点のさらなる充実と地域の活性化につながるように建築物の用途を緩和する用途地域の見直しを行いますとともに、現在の良好な住環境を維持するために地区計画の制度を活用してまいります。

次に、2の現状と課題でございますが、資料3ページでございますカラーの別図を御覧ください。

別図には、上下2つの地図がございますが、上の段の地図、現在の都市計画を御覧ください。

偕楽園周辺地区における現在の用途地域は、中心市街地に近い部分、クリーム色の部分となりますが、そこらは第二種住居地域に、偕楽園周辺の緑色の部分は第一種低層住居専用地域に、それぞれ定めておりまして、緑色の部分は戸建て住宅による土地利用が主体となっております。

この第一種低層住居専用地域におきましては、主として専用の住宅しか建築ができないことから、偕楽園周辺の回遊を促し、交流拠点としてのさらなる充実資する店舗や飲食店、さらには地域にお住まいの方の日常生活に必要な利便施設の立地等が難しい状況でございます。

また、図中黒い枠で囲われましたC地区、クリーム色の色の部分となりますが、常磐元山地区地区計画が定まっており、建築物の高さが15メートル以下に制限されております。

この地区計画は、中高層マンションの建設計画をきっかけに住民の居住環境に対する関心が高まりまして、良好な居住環境の形成と保持を目的に、平成8年に定められたものでございます。

お手数ですが、資料の1ページにお戻りください。

3の変更の方針と内容でございます。

(1)の変更の方針としましては、偕楽園交流拠点としてのさらなる充実と住民の利便性の向上に資するため、一定の商業施設等の立地を可能といたしたいと思っております。一方で、現在の良好な景観や住環境を維持するため、建築物の高さにつきましては現状の規制の水準を維持してまいります。

次に、(2)変更の内容を御説明いたします。

資料の2ページの見直しの主な内容の表とあわせて、資料3ページの下の段の地図を御覧ください。

A地区、B地区につきましては、図中の黄色の部分でございます。

偕楽園、常磐神社を挟みまして、東側、西側になります。

現在の緑色の第一種低層住居専用地域を黄色の第一種住居地域に変更し、店舗、事務所、飲食店、旅館などの立地が可能となるように緩和をいたします。

一方で、A地区、B地区につきましては、これまでの良好な住環境と景観を維持するために、新たに地区計画を定めまして、第一種住居地域になった場合に立地できることになる工場やボウリング場などが立地できないように制限いたします。また、建築物の高さにつきましても、現在の高さ制限と同じ10メートルとしまして、住環境の維持に努めてまいります。

次に、C地区につきましては、クリーム色の部分でございます。

現在、第二種住居地域となっております。また平成8年に定められました常磐元山地区地区計画がございまして、建築物の最高限度を15メートルに制限しております。C地区につきましては、変更はございません。

次に、D地区でございます。県立歴史館の南側、都市計画道路3・6・27号大工町河和田線の沿道の部分となりますが、緑色の第一種低層住居専用地域からクリーム色の第二種住居地域に変更いたします。

最後に、EとF地区でございます。用途地域は、これまでの第二種住居地域から変更はございませんが、建築物の最高限度をC地区と同じ15メートルとして地区計画に定め、C地区と規制内容をそろえまして、良好な住環境を維持してまいります。

主な変更の内容は以上となりますが、4ページのほうに参考資料としまして、建築物の用途制限の概要をまとめた資料がございます。大変お手数ですが、後ほどお目通しをいただきますようお願いいたします。

最後に、お手数ですが、資料の1ページにお戻りください。

4の今後のスケジュールについてでございます。

3月に地元説明を行い、4月に公聴会、5月に都市計画案の縦覧を行う予定でございます。さらに、6月には水戸市都市計画審議会にお諮りする予定でございます。また、都市計画決定に基づきまして、地区計画条例を改正することとなりますが、9月議会で御提案させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○飯田委員長 内容について、何か御質問等がございましたら発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 ちょっと確認したいんですけども。今まで第一種低層住居専用地域だったところが、今度は第一種住居地域になって、これまでよりも規制緩和になってしまうということで、住宅とか店舗とか事務所とか旅館だとかそういうものが建てられるようになってしまうということで、この旅館についてもホテルとかそういうものも建てられるということになってしまって、かなりの大幅な規制緩和なんですけれども。これについて、何か地元の住民や、あるいはその人たちから、ぜひここを解除してほしいという要望というのはあったんですか。

○飯田委員長 柴崎都市計画課長。

○柴崎都市計画課長 中庭委員の御質問にお答えいたします。

地元の要望につきましては、特段私どものほうに直接的なお話はございませんが、今年度の1月にコロナ禍でありましたので、対面的な地元との集まりということは可能とはなりませんでしたが、地元の方を無作為に抽出させていただきまして簡単なアンケート調査を行いました。

そういった中には、現状の住環境を維持したいというお声もありましたが、大半、約7割の方が何らかの便利施設、例えばカフェとか食堂とか、あとは日常的な買回りができるような、そういったお店の要望等ございました。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると特段地元から例えば要望書みたいなのが出て、この地域の規制を緩和してほしいというものではなかったということですね。

○飯田委員長 柴崎都市計画課長。

○柴崎都市計画課長 中庭委員の御質問にお答えします。

特段の御要望はございませんでした。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 この地域、特にこの中でC地区についても、25年ぐらい前かな、さっきも課長が言ったようにマンション計画があったのを、水戸市がその用地を買い取ってマンション建設をやめさせたことがあったんですよ。今でも、あの地域に行くと、常磐何とか広場と書いてありますよね。そういう点でも、この地域の方は、特にやっぱり風致地区、それから住宅地域として守ってほしいという要望が強い地域なんですよ。それは分かりますよね、課長。

私もあの地域にちょっと行って見たんですけども、こういうふうに、非常に閑静なところですよ。これは旧婦人会館、今は常磐神社の社務所になっているところに県道から行く道路なんですけれども、こういうふうに、かなり閑静な住宅地域ですよ。それで、これもいわゆる偕楽園の表門に行く道路で、両脇を見ても非常に環境が守られている。そして、その地域に合った風靡な地域になっているということで。そしてこれも皆さん御存じの表門ですけども、この地域も非常に閑静な地域になっているという中で、この地域が今回はこれに該当するんですか。それを確認したい。

○飯田委員長 柴崎都市計画課長。

○柴崎都市計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今、お見せいただいた写真の地域につきましては、今回の見直しの地域に含まれてございます。

ただし、先ほど当初に地区計画が住民発意で定められたという地区につきましては、今回は変更はございませんので従前と同様となります。

以上でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私が言ってるのは、この地域が今までせっかく水戸市が環境を守ろうとしてきて、いろんな予算もつき、県の予算もつき、整備しているところを、なぜわざわざ規制緩和を使って、商店とか店舗とかそういうものでやる必要があるのかと。それから地元の住民からもそういう要望がないにもかかわらず、無理やりそこを変更して、今度は店舗ができる。要するにレストランとかカフェとか、いろいろな商売ができるような地域に変えてしまうということをなぜやるのか。そういう意味が私には理解できないんですけれどもいかがですか。

○飯田委員長 柴崎都市計画課長。

○柴崎都市計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

偕楽園公園、千波公園を含めまして水戸市の大変重要な交流拠点というふうに認識をしております。

そういった多くの来街者に対しまして、例えば常磐神社、偕楽園を見た後に、じゃ、近くでちょっと休憩したいとか、何か食事をしたいとか、お土産を買いたいというような、そういった方々に、なかなか現状では対応できる建物の建築はできないということになっております。

そういった偕楽園周辺を含む水戸市としての重要度、さらにはいろんな建物とかができることにはなりますが、今までどおり風致地区というものは継続いたしますし、さらに地区計画というもので緩和する一方では規制もしていくということで、バランスを取って示していきたいと思っておりますので、そういったことで御理解をいただきたいと思っております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 例えば、今まで第一種低層住居専用地域だったのが、D地区になりますとカラオケボックスもできるようになるということですよ、これ。D地区はカラオケボックスができますよね。

もう1回確認しますね。2ページに書いてありますように、D地区の中で、この変更後というのがありますよね。第二種住居地域が、今まではできなかったのができるものとしてカラオケボックスも入っていますよね。

○飯田委員長 D地区ですか。

○中庭委員 D地区の話ですよ。

できますよね。できるんでしょう、もう一回確認したい。

○飯田委員長 柴崎都市計画課長。

○柴崎都市計画課長 ただいまの御質問にお答えします。

D地区、そちらはカラオケボックスはできます。

○中庭委員 だから、私はやっぱりかなり大幅な規制緩和になってしまうということで、せっかくこういう今まで水戸市が守ってきた風致地区、そして良好な観光地域が、こういう形でできなくなってしまうという

のは私は非常に残念だと思うんです。

それで、今の規制緩和は、あくまで水戸市のマスタープランですか。全体計画の中で進めるということなんですけれども、これも地元の住民の皆さんの要望から発生しているものじゃないので、私はちょっとこれ問題だと思います。

さらにもう一度聞きたいんですけども、今、県は偕楽園の下の月池の脇に迎賓館を造りますよね。そしてさらに、水戸市も水戸黄門像の脇に店舗を造るという計画になっているんですけども、そういう計画の一環なんですか。これは。

○飯田委員長 柴崎都市計画課長。

○柴崎都市計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

今お話のありましたそういった事業の一環ということではございません。

以上でございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 私は、この計画には賛成です。

と申しますのは、やはり偕楽園は県の管理でありまして、やはり日本の三名園の1つであります。やはり県外からもたくさんここに来られたときに、お土産を買うのにも、お店もない。コーヒー飲むのもない。露店がちょっと出るだけ。こういう感じの形でもって県のほうでは管理をしているわけなんですけれども。その周辺をこういうふうに見直していくということは、やはり偕楽園に対する——県の管理であっても水戸市の行政区域の中ですから、私はやはりこういうふうに見直していくべきだろうというふうに思うんです。既に遅いんじゃないのかなとぐらいに私は思っているの。早くからこういう形でもって、こういうものが建てられたりお店ができたり、そういうことは早くやるべきだったんだろうというふうに思うんですけれども。

これらを変更していくことについて、管理をしているのは県ですから、県のほうとも当然、話はしましたよね。だと私は思うんです。でなければ、偕楽園にこれからさらに入場者が多く来たときに、お客さんに対する1つのサービスということになるだろうと。300円払って入っても休むところもないというんじゃ、これはやっぱりせっかく来た方々に親切丁寧なおもてなしができないだろうということで私は思っていますので。この件に関しては、私は賛成しています。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は、住民の皆さんがせっかく守ってきたこの環境を、水戸市が自ら破壊してしまうというやり方はまずいと思うんです。

例えば、これ写真でも分かるように、この住宅街は非常に閑静地で、現在は住宅についた店舗しか認められていないわけですよね。この道路なんかは電線の地中埋設なんかも行われていて、そういう点では非常に景観もすばらしいところですよね。水戸市の常磐地域なんかも、そういう点ではいろんな形で環境が守られているというのを自ら規制を緩和して、店舗だとかレストランだとか、あるいはD地区ではカラオケボックスとかなんかもいろいろできてしまうというやり方はおかしい。だって偕楽園の中に売店もあるし、常磐神社の社務所の周辺にもいろいろ食堂もあるし、レストランもありますよね。だからそういう点では、わざとこういうところを規制緩和してしまうというのは、私は反対です。やめるべきだと思います。

ですから、そういう点では、住民の声を聞かずにやるやり方はやめるべきじゃないかなというふうに思うんですが、そういう考えはなかったのか。検討の段階で、そういうことはなかったのかどうかをお聞きしたい。

○飯田委員長 柴崎都市計画課長。

○柴崎都市計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

住民の意見というものは、この委員会を経まして、これから地域のほうにもいろんな形で情報を提供させていただきながら、御意見を吸い上げた上で進む段取りでございます。

また、偕楽園にいらっしゃった方が、やはり回遊性、そういった周辺に、にじみ出しをして、ひいては周辺市街地のほうに向かったりとか、駐車場と偕楽園を往復してすぐ帰ってしまうということのないようなまちづくりをしたいと考えておりますので、どうか御理解をいただきたいと思えます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 実は、偕楽園のここの地に同じような、民泊もできるし、カフェもできるし、レストランもできるし、いろいろできる建物ができたんですけれども、これは、第一種低層住居専用地域なんですけれども、これは建てられるものなんですか。どういうことで合格したのか、パスしたのか、お答えいただきたい。

○飯田委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

建築基準法の規制に関する御質問でございまして、第一種低層住居専用地域でございます。

そちらのおっしゃっている建物につきましては、第一種低層住居専用地域で認められている店舗と住宅を兼ねたものということで、建築確認をしております。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 私も賛成の立場でちょっといろいろお聞きしたいと思うんですけれども。

確かに、現在の良好な景観とか環境を維持しつつ、そして先ほど課長の説明にもありましたようにアンケートの中には、そういう規制も外してほしいという声もありました。

私もいろんなところの観光地に行くと、思うんですけれども、市場なんかもそうですけれども、その市場の中とかこういう公園の中では規制があつて様々なことはできません。

今回、水戸の偕楽園においても、常磐神社の境内の中でそういうレストランがあつたりしていますけれども、周辺を見ると表門のほうにはありませんし、このA地区と言うんですかね。やはり私も観光して歩いて、こういう名所に行くときに、そういう周辺にもすてきな店があつたりして、それが偕楽園を盛り上げるための1つの大事な点だと思っています。ですから、そういった意味では賛成なんですけれども。

ただ、先ほどもありましたように、今地元説明会は直接対面でできないと思うんですね。ですから、この少人数の中にも一部反対する方もいるし賛成の方もいるということで、十分丁寧に、なかなかこう文書を見ても分からない方もいらっしゃると思うので、何かあつたら連絡してくださいみたいな柔軟な対応をして、十分理解してもらつていただければ、水戸の観光にもなりますし、住民の方々の要望にも応えられると思えますので。

なかなか難しいと思うんですけども、その辺を工夫してやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○飯田委員長 ほかにいかがですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、次に、千波公園ハナミズキ広場のネーミングライツ（施設命名権）について、執行部から説明を願ひます。

上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 よろしくお願ひいたします。

都市計画部公園緑地課提出の千波公園ハナミズキ広場のネーミングライツ（施設命名権）について御説明をいたします。

1、募集理由でございます。

千波公園には、市民の日常的なレクリエーションや様々なイベント等に活用されている4か所の広場がございます。今般ハナミズキ広場において、将来にわたって市民に愛され、より親しまれる魅力的な広場にするとともに、民間活力やノウハウを生かした広場の利活用を図るため、ネーミングライツスポンサーを募集いたします。

2の募集概要についてでございます。

(1)契約金額としまして年額50万円以上といたします。

(2)としまして契約期間は3年以上といたします。

(3)スポンサーの特典につきましては、アとしまして、通称名の使用。企業名、商品名等を冠した名称を施設名称として使用できるということでございます。

イとしまして、通称名看板の設置がございます。

ウ、ハナミズキ広場の無償使用権としまして、年間12日間無償で使用することができることとします。

エとしまして、通称名の周知でございます。マスコミへの情報提供等を通じて、通称名の周知を図ってまいります。

(4)の募集期間でございますが、令和3年2月12日金曜日から、令和3年3月4日木曜日までとしたいと考えております。

2ページをお開きください。

参考としまして、千波公園ハナミズキ広場の概要を記載しております。お目通しをお願ひいたします。

また、今回実施する千波公園ハナミズキ広場ネーミングライツ事業の箇所図を別紙に添付してございますので、あわせて御参照をお願ひしたいと思ひます。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 内容について何か御質問等ございましたら、お聞かせを願ひます。

中庭委員。

○中庭委員 このハナミズキ広場なんですけれども、ここは結構市民の皆さんが使っておりまして、私たちが憲法フェスティバルとかメーデーだとか、いろいろな形で集会で使っているところで、非常にそういう点

では風光明媚なところだし、集まりやすく非常に便利なところであって、ぜひ市民の皆さんも活用していただきたいと思っています。

ここをネーミングライツにすると、例えばどういう名前になってしまうのか。例えば、ソニーがこのネーミングを買ったということになると、ソニー広場ということになってしまうのか。ネーミングがどんな形になってしまうのか。その辺ちょっとお聞きしたいと。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

公園の名称についてかと思いますが、一企業の方がネーミングライツをもらえたということになったときには、例えばですけれども、〇〇〇ハナミズキ公園というような形で、命名をしていただくというような形で公募をかけていきたいというようなことと考えてございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 水戸市立競技場がケーズデンキスタジアムになってますよね。そうすると水戸市の名前がなくなってしまうと。これまでの名前がなくなってしまうということもありました。

それで、もう1つは、こういう大きな公園の中で、水戸市でのネーミングライツは初めてですか。それとも何か過去にあったんですか。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

公園としてネーミングライツをするのが水戸市としては初めてでございます。水戸市としては体育施設などについてネーミングライツは行った実績はございますが、こういった広場などの公園についてのネーミングライツは初めてでございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると今後、いろんな公園がネーミングライツになってしまっ、例えば私の地元に桜川西団地の児童遊園があるんですけども、これがネーミングライツになって、例えばナショナル広場とかね。そういうふうにどんどん増えてしまうことも考えられるのではないかというふうに思うので、そうすると、せっかく水戸市が造ったいろんな地元の広場が、公園が、何か企業名で呼ぶようになってしまっ、要は住民にとってみれば好ましくないのではないかという感情も起きてしまうんだと思うんですけども。

今後、水戸市はこういうのをたくさん広げていく計画なんですか。それともここだけで終わりにするのか。その辺ちょっとお聞きしたい。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ネーミングライツにつきましては、相手側についてもいろいろ考えがあると思います。ですので、水戸市全体の公園について今後やっていくのかというお話になりますと、ちょっとその辺はなかなか難しいのかなというふうに思っております。

実際、私どももネーミングライツをやろうとするのも、何も水戸市全部の公園についてやっていこうというわけではございませんので、その辺は、公園とネーミングライツをやってもいいというようなその企業の

マッチングみたいなものも必要になってくるかと思いますので、そういったものを十分見極めながら、やれるところについてはやっていきたいというような形で進めていけたらと思っております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 何か、企業名のついた公園が至るところにあるようになってしまったんでは、やっぱり、例えばナショナル広場、ソニー広場、それから三菱広場とか、そうなってしまうと、何か住民の皆さんにとっては違和感が出ますよね。桜川団地公園だとかは親しみがあるんですけども。そういうのはやっぱりやめていただきたいと思うんです。

それと私そこに行ってきたんですけども、そしたらあそこはアナハイム交流碑というこういう碑があって、そういう点では水戸市でも非常に大事な公園になっているというふうに思いました。

それから、これも水戸われら青春の碑というのがあってね。これは旧制水戸高等学校卒業生、こういうのがあって、いろいろあそこには碑がいっぱいあるんですよ。そういうところを例えばソニー広場とか、ソニー広場のアナハイム碑だとかとなって、違和感が非常に出てしまうので、そういう点では、こういう希望があったからネーミングして、それも50万円ですよ。50万円で売ってしまうと。

〔「50万円以上」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 50万円以上か。以上で売ってしまうというのは、やっぱり好ましくないんじゃないかということで、私は今回のネーミングライツには反対したいというふうに思います。

以上です。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 中庭さん、ごめんね。私は中庭さんと反対です。賛成のほうです。

実は私もアメリカのアナハイム市に行きました。そのときに、梅の木に似たような木を役所の前に移植してきました。このハナミズキというのは、姉妹都市のアナハイムからの木なんです。ですからアナハイム市と水戸市は姉妹都市なんです。こういう関係で、今言われたアナハイム通りの両側にはハナミズキも植わっています。

ここの場所は、古い話で申し訳ないんですけども、もともとは水戸市が買い取ったのかなと思うんですけども、以前に——場所違ったらごめんね——建築確認の申請があって、だけれども水戸市は、ここには許可は下ろせませんということで、多分、裁判か何かになったと思います。だけれども水戸市は勝ったと思います。それから水戸市が買ったのかなと、何かそんな感じがするんですけども。どこだか場所のはっきり分かりませんが。

要するに、公園関係の維持管理というのは、ますます増える一方なんですよね、今、開発によって。ですから幾らかでも、そういう収入を得るということが——これは公園ばかりじゃありません。水戸市全部が——私の考え方ですよ——1つの会社として見れば、まずどうしたら収入が得られるかを考えるべきだと。そして、支出は人件費や経費に払っていく。そして会社というのはそこで幾らかでも利益を出していくと。市役所が利益を出すということじゃないですよ。しかし、収入を得ていくということが、それが支出に使われるわけですから、私はそういう意味では賛成なんです。

しかしながらそのネーミングライツも、上田課長が今言われたから私も言おうと思っていたんですけども、

ハナミズキという名前は消さないでほしい。例えば、上田ハナミズキ公園でいいですよ。これは最低価格が50万円なんでしょうけれども、できるだけお願いして、100万円でも200万円でも300万円でも、もう少し出していただけませんかというようなお願い、それが収入なんです。

市民からの要望に応じて支出していくのばかりが、水戸市の皆さんのお仕事ではないと。市民の税金だけが収入で、あとは国、県からの補助金だけが収入で、それだけを頼りにして、今度の令和3年度の予算がどのぐらい減額になるのか、私も分かりませんが、かなりの減収になってくるんだと思います。

ですから、そういう意味では1つの会社として考えて、それぞれの課で同じだと思いますよ。これは建設企業委員会ばかりではありません。総務環境委員会だって、産業消防委員会だって、文教福祉委員会だって、みんな同じだと思います。

そういうことからして、私はこのネーミングライツというものには大賛成です。賛成ですけども、ハナミズキという言葉は——課長が言うから私は大丈夫だと思っていますけれども——残していただきたい。これが友好の親善都市の名前だったんです。そういうハナミズキなんです。ここの公園には何本植わっているんだか分からないんですけども。

名前がハナミズキ公園と言うんだから、この木が植わってるんだろうと思っているんですけども、これは落葉樹で、花がとってもきれいな木です。

そういうことで、私は賛成の立場でもって意見、要望をお願いしたいと。

これは名前を変えることは、別にあとは手続上はないんでしょう、これ。さっきの見直しとか。あれとは違うから。だから早く進めてください。そして、早く募集をして、募集の期間が結構あるのはあるんですけども、やっぱり募集の要綱を多くの企業と事業所等に周知徹底してPRして応募してやっていただきたい。このように思います。

以上です。

○飯田委員長 答弁はどうでしょうか。

○松本委員 答弁はいいです。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら発言をお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 ハナミズキ公園に私も行って来たんですけども、そのハナミズキ公園……

〔「ハナミズキ公園は終わったんだよ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 ネーミングライツは終わったの。

私は、その他で、ハナミズキ公園の施設整備について、ちょっとお聞きしたいんですけども。実はハナミズキ広場の脇に公衆トイレがあるんですよ。この公衆トイレが非常に古くて、そして、もう老朽化しているからちょっと汚くなってしまっている。男性用が1つ、女性用が1つで、ここで集まりがあると列ができなくなって、なかなか利用できないということで非常に不便を来していて、特に男子トイレは扉がないとい

う状況にあるんですけども、この改善策というはあるのかどうか。お聞きしたいと思うんです。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

そちらのせせらぎ広場脇のトイレにつきましては、私どもも老朽化しているということは認識してございます。今後、長寿命化計画を策定しておりますので、そういった中で、順次トイレなどの改修も進めていければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 いつですか。いつやる計画ですか。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現状ですと、いつまでというところはちょっと答弁ができないという状況でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 例えば、来年はないでしょうけれども、再来年なのか、あるいは5年後なのか10年後なのか分からないということですね。ですから私はそれじゃ駄目だと思うんですよね。きちんと計画を立てて進めていただきたいと思います。

それと、この公園の一番奥に湧き水が出ていて池があるんですよね。課長御存じですよね、もちろんね。その上に、この渡り廊下みたいな木製の廊下があるんですけども、これがかなり老朽化して渡れない。これ渡り禁止になっているんですよね。これは改善できないかというのと。

あとは至るところのくいが壊れているので、別にそんなに予算がかかるわけじゃないので、直していただけないかなというふうに思いました。どうでしょうか。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ただいま中庭委員のほうからお示されました写真の修繕の箇所については、できるだけ早期に手直しができるようにやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○飯田委員長 ほかに。

松本委員。

○松本委員 時間が少しありますから。今日は、せっかく、久しぶりの建設企業委員会だなという感じなものですから。秋葉副市長さんもおいでになっていただいています。非常に心強いと。やはりそういうことから、秋葉副市長さんにちょっとお伺いしたいことがある。

秋葉さんは、これまでの経験で、どちらかといったら財政、お金のほうの専門屋さんだと思っています。ですから1円たりとも公費は公費ですよね。秋葉副市長さん、そう思いませんか。

お伺いしているんです。

1円玉でも公金は公金です。1円を笑うものは1円に泣くという言葉がありますよね。だから私は秋葉さ

んの考えを聞いている。お答えはいただけないんですか、これで。

○飯田委員長 秋葉副市長。

○秋葉副市長 ただいまの松本委員の御質問でありますけれども。

公金については、これは当然市民からお預かりした血税でございますので、これを確実に使う。丁寧にしっかりと、公のために使っていくということが非常に重要でございます。なおかつ、例えば契約であれば適正な手続を踏んで契約をする。公費を使うことについては支出負担行為に至る前に執行決定伺い等によって、意思をそれぞれの分担によって専決して意思決定を行って支出をしていくということで、支出のプロセス、そしてそれを管理する会計課の仕組み、また監査の仕組み、こういったものがありまして、適正な執行に常に努めているところでございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 私もそう思います。

以前、決算委員会で、もう早い話だから、とんとんだったんだとか、そういうような答弁があった時代があったんですよ。とんとんというのは何だという話で、私は1円たりとも収支はきちんとしていただきたいというふうに思います。

じゃ、次の質問。

秋葉さんね、お金と人の命というのはどっちを優先しますか。どっちを大事にしたいと思いますか。

○飯田委員長 秋葉副市長。

○秋葉副市長 松本委員の御質問にお答えいたします。

お金と人命ということですが、お金というのは適正な執行ということで、先ほど御答弁を差し上げたとおりでございますので、これは人命が一番大事ということで考えてございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 私もそう思います。

しかしながら、人の命を守るために、水戸市で何かに経費をかけることがありますよね。経費をかけるということは、何かその裏づけというものがあって経費というのはかけるんですか。人の命を守るからこれはもう取れないなら取れなくてもいいやというような感じでもって、お金って使うんですか。

何か言ってることが分かんないか。

だから、経費をかけることは、何かその裏づけがあって、保証があって、お金をかけるんですかと聞いているんです。

○飯田委員長 秋葉副市長。

○秋葉副市長 松本委員の御質問にお答えします。

人命を守るときの経費のかけ方という御質問ですが、裏づけが必要でしょうというお話ですが、これは当然裏づけがあるというふうに考えております。

例えば、コロナワクチンとかですね。コロナ禍における対応というのは、人命を守るためということが一番大事なことなんです。これまでの経費のかけ方というのは、国の御指導とかによりまして、国からもお金をいただきながら、その指示に沿った範囲で、経費を支出しているということがございます。今回、ワク

チンに対して専決処分をさせていただきましたけれども、これについては一定の国の考え方がございまして、こういった指導の考え方に沿った経費を算定している。また、自由裁量によって経費の中でもある程度裁量の部分が認められておりますので、水戸市独自の歳出もあります。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 この委員会は建設企業委員会ですから、私はコロナだとかワクチンの話は、それは当然のことであって、そんなことを聞いているではありません。

建設企業委員会の所管の中でお金を使っている部分があるでしょう。だからそれを使っている部分で何かそういう保証が、裏付けがあって使っているのか。人の命を守るために使っているんだから、それはそれでいいと思うんですけども。じゃ人の命を守るためだったら幾らでもつぎ込んじゃっていいのかと、こういうことを聞いているの。ワクチンの話じゃないの。ここは建設企業委員会だから。

というのは、具体的に言います。

これまで中庭委員が、南町のビルの落下物の話をしてきましたよね。それについて、その危険を防ぐためにお金を使っていますよね。幾ら使っているか分からないけれども。そういう使ったやつの裏づけというのは何かあるんですかと聞いているの。

だから使っているでしょうよ。中庭委員が何度もやったんだね、あれ。8階建てのビルかなんか。

○中庭委員 隣に家があって落下して屋根を突き抜けて。

○松本委員 だから、そういうことは水戸市がやったんでしょうよ。塞いだんでしょう。だから、それは水戸市が金をある程度投資しているわけでしょう。危険を防ぐために。そこまではいいの。

だけれども、そういうことをした裏づけとして何か保証はあるんですかと聞いているの。人の命のためだから幾らでもかまわないと。

○飯田委員長 秋葉副市長。

○秋葉副市長 松本委員の御質問にお答えいたします。

プリンスビルの関係につきましては、非常に崩壊寸前の外壁がございまして、危険ということで、保全管理に努めながら危険な外壁の撤去等について公費を支出してまいりました。これにつきましては、建築基準法上の考え方、あるいは民法上の保全管理の考え方の中から経費を負担をしているということでございます。

詳しい話は、建築指導課長のほうから答弁をさせたいと思いますけれども、私どもは債権者になりますが、現在のところでは債務者のほうに資力がないというような状況になって、競売にかかっているという状況までは私も聞いております。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 いいんだよ、建築指導課長はいいんだ。私はお金の使い方の話をただ秋葉さんに聞いているだけ。人の命を守っていることが私は優先だと思っていますし。だから、数百万円は使っていると思うんですよ。だけれども、これは裏づけがない使い方であったんで、私はそういうことを今あえて聞いてみた。

裏づけってというのは取れるものが何もないでしょう。ないんですよ。あれは今競売物件になっています。それで競売の最低価格が137万円です。それで2割安くても落札価格なんです。土地は80坪ぐらいだと思います。だけれども解体するには、私が見ると七、八千万はかかるだろうと思います。そうすると、坪

100万円ぐらいにはなっちゃうのかもしれない。

だから、要するに競売なんだから、水戸市では使ったお金は返ってこないだろうと言っているの。だから、何か裏づけがあるんですかと聞いたの。裏づけは何もないでしょう。取れないでしょう。

だったら、今後、そのビルを抵当権や何か入ったって取りようがないでしょう。どうせその前に抵当権が入っちゃっているんだから、目いっぱいね。

だから、今後そういうお金を使った部分について、水戸市はどういうふうを考えているのか。せっかく秋葉さんがおいでになっていただいているから、私は聞いているのであって、これ担当部は関係のない話。担当部はやっぱりやれよやれよと言われればやらざるを得ない。

だから、今後、幾らかでも元を取り返そうとか、吸収しようとか、返済を求めていこうとか、そういう考え方が何かあるのかどうかということなんです。私は無理だと思っていますけれども。

だったら、アスベストもかなりむき出しになっているようだし、そこを水戸市が早く処分をしないと、やはりまずい物件なんだろうというふうには私は思っているので、何とかその考え方でもあるのかなと、そのように思って今秋葉さんに質問をしたところでありますけれども。

これについての答えというのはなかなか難しいんでしょう。水戸市が買い取っちゃうって言うんだったらそれは一番いいでしょうけれども。それで解体に大体七、八千万円はかかるだろう。そうすると、土地は80坪ぐらいだから、やっぱり坪当たり100万円ちょい出るのかなとか。そうですよ。あそこら辺の通りでもって、そんな値段というのは今ないよね。

しかしながら、いつまでもああやって危険を守るためのネットや足場をかけて——足場代なんていうのは、あれリースなんでしょう。長引けば長引くほどお金がかかっていくんでしょう。足場というのはリースだろ。その部分だけ、井原課長さん。

○飯田委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

行政代執行を実施いたしまして、足場は全て取り除いております。今ネットがかかっておりますが足場はかかっておりませんで、実際、リース代等、今後費用が増えるような状況には今のところございません。

以上でございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 ちょっと待って。足場はそのままと競売物件の資料に出ていますよ。足場はそのまま据え置いていくという。

○飯田委員長 それは、最近の資料ですか。

○松本委員 そうですよ。まだ3月が競売だ。

○飯田委員長 じゃ、ちょっともう1回。

井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

現状、外壁落下のおそれを防護するために、一時期、私どもがかけた足場がございまして、それらは全て取り除いております、リース代等の発生は先ほど申し上げましたようにございません。

ただ、大震災の後に、北側の道路から見えない側には、地元の方がかけた足場がそのまま残っております。北側に外壁が落ちないように足場を築造したようでして、それはそのまま残っておりますが、それがあつたことで水戸市に費用が発生するという状況にはございません。

すみません。説明が不足しておりました。申し訳ございません。

○松本委員　じゃ、水戸市がやったのとは違うんだね。

○井原建築指導課長　はい。

○松本委員　はい、分かりました。

そうすると水戸市はそういう一時、今までの修復とか仮補修とか、これに対して瓦礫の処分等々について160万円かけてますね。

だからもうそれは仕方ないことだから、人の命を守るんだから、私はそれはいいの。ただそういうことを、財政通の秋葉さんだから、私はそういうものをかけることによつての裏づけというのは何かあつたのかなど。それを聞いたんです。

これはパソコンで自由に取りれますよ。私も事務所で取つてきたやつです。それで、こう見ていつたらそういうのがあつたから、ああ、これは中庭委員が以前に質問したやつだなど、こう思つて、中庭委員の言うことを聞いて、市民の命を守るためにこういう処置をやつたんだなどというふうにするの。そこまでは私はいいの。

だからさつき、公金の扱いにも裏づけというものを、秋葉さんは財政通だから聞いたんですよ。

結局は競売になったら一銭も入らないでしょう。137万円で2割減まで競売落札可能なんです。それで建物は、中庭委員からもくどくどと言われましたけれども、アスベストだのそういうのがむき出しになつて、これ誰かが落としてさ、解体とかすればいいんだろうけれども。中身が細かく出ますよ。

だから水戸市は、もしこれが落札が決まればいいよ。決まらなかつたときには、またさらに2割減にはなるの、競売というのはね。1回ごとに2割ずつ安くなっていくの。最後には何十万円になつちゃう。でも解体費がそれだけかかる。そうしている間にそのアスベストっていうのがむき出しになっているということが、やはり非常にこの地元の皆さん方に悪影響を与えているんだろうと。だから水戸市は、この問題についてどう考えているのかなど。

それで、一番財政通の秋葉さんだから、秋葉さんがたまたま今日は出席していただいたから、私は聞いているの。何かあつたら答えてください。

○飯田委員長　アスベストがむき出しになっているの。

○松本委員　アスベスト。建物内にアスベストがね。

○飯田委員長　井原建築指導課長。

○井原建築指導課長　松本委員の、アスベストの件でございましたので。

私どもの行政執行の措置によりまして、ひとまずは外部にはアスベストが飛散しないように、外側の穴を塞いだりですとか、外壁が取れてしまつたところを塞いだりしたことで、外部への飛散のおそれはない状況にはしてございます。

おっしゃるとおり、その競売の情報にも記載があるように、建物の中にはアスベストがむき出しになつて

いる部分もございますので、すみません。追加の説明をさせていただきます。

以上でございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 水戸市では、執行官から徴収を受けているのは、要するにこれにかかるためだよとね。元年の11月22日、それからその後12月3日から執行官からそういう問合せがありましたよね。ありましたよね。お話してますよね。それがそのまま出ているんですよ。

だから、分かっているながら、せっかかもう220万円もかけているんだから、何とかこの先、この建物を、何なのかなと私はそう思うの。これは、課長サイドではどうにもならない。だから、せっかくな秋葉さんが来られたんだから、私は秋葉さんに質問していたわけ。

これはこのままにしておくんですか。ここに細かく明細が書いてありますよ、アスベストの件も。全部。

水戸市の都市計画部とも出ています。建築指導課とも出ています。だけれども、これは仕方ないことだから、やらざるを得ないことだからやったんだ。だから、ここに出ているだけでも220万円を水戸市で使っているんですよ。

だから、これの裏づけというのは何もなかったんだ。ただ人の命を守るだけの策としてやったんだろうと。それは理解しているよ。それは当然だと。

だから、この後の考え方というのは、水戸市としては何か持っていますかと私は聞いている。

どうにもなりませんと言うんだったら、これは仕方ない。だから1円でも公金は公金でしょうということからスタートしたわけ。

そしたら220万円、これ人の命のために使って、それは私も致し方ないことだからいいですよ。

〔「何に使ったの250万円」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 160万円の。ガラスの補修だとか修復。外壁。

○飯田委員長 松本委員、秋葉副市長から。

○松本委員 答えてもらえればありがたいですね。

○秋葉副市長 松本委員の御質問でございますけれども、今後どうするんだという話ですけれども。

先ほど来、公費を支出するには根拠が必要でしょうというお話が再三あったわけなんですけれども、今回のプリンスビルに対する措置というのは、そもそも建築基準法上に規定がございまして、こういった非常に危険な建築物に対して、公費を支出できるような根拠が当然あるわけでございまして、建築基準法の範囲内で、まずは1つはやっている。また、民法にもありまして、民法の保全管理の中で水戸市は公費を支出しているということでございます。

こういった、建築物の危険なものについて解体とか、そういったものができる。一部解体ですね。危険を回避する程度の解体ができるという法的根拠というのは、建築基準法がまず1つと、また消防法でたしかあったというふうに記憶しておりますけれども。あとは空家特措法というのが最近できていますので、こういった中で対応していくということになってまいります。

あとは、任意の措置として、例えば地権者がこの建物と土地をもらってくださいませんか、寄附しますと、使ってくださいと。公に。そういったものをもらったときに、まちづくり交付金などで補助があるとい

うような、そういう国庫補助もあつたりはしますけれども。

いずれにいたしましても、これは「私」の建物でございますから、私権でございますから、そこに公の経費を入れるというには、ただいま申し上げたような根拠があつて、やむを得ず建築基準法と民法の対応ということで建築指導課が中心となつてやらせていただいたという経緯がございます。

今後さらに、それに踏み込んで建物全体を壊しますよということになりますと、その建築基準法、例えば建設企業委員会で対応するには、建築基準法の適用しかないように私は今思うんですけれども、非常に限られた範囲しか、例えば外壁が落ちそうだったら外壁を撤去するとか、その程度の対応しかできないだろうというふうに今のところは考えております。

さらに踏み込んでいけば、空家特措法における別な対応ということも考えられますけれども、それは生活安全課のほうで所管をしておりますので、そういった協議もしていきたいとは思っております。

ですから、重ね重ね申し訳ないんですけれども、任意の「私」の建物に対してお金をかけるとか、水戸市が壊しますというのは、非常に今の法律上、例えば建設企業委員会が所管する建築基準法では、ちょっと対応ができないというふうに私どもは考えております。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 くどいようだけれども、今秋葉さんが言われることも分かります。しかし、これはもう競売物件になつちやつてるんですよ、私物件であろうと。ですから裁判所が権限を持っているんですよ。所有者の権限じゃありません。もう競売物件として裁判所が権限を持っているんですよ。裁判所に言つて、アスベストの状況だとか、例えばですよ、仮にね、そういうことを地元の皆さん方から要望があつたというようなことを裁判所に申し出れば私は可能だと思つていますよ。そういうのが生き金だと思つていらっしゃるんですよ。

だから一方的に建築基準法上がどうだのこうだのという問題ではないと思つています。個人の所有の名義はそうであろうと、もう競売物件になつちやつているんだから。権限はもういつ何どきでも、裁判所のほうは聞く耳は十分持っているだろうと、私は思うんですけれども、この辺の法的解釈というのはいかがですか。私が間違つていますか。

私は可能だと思つていらっしゃるんです。そのほうが町民や隣接の皆さんが安心して暮らせるんじゃないの。アスベストがむき出しになつていて、ただネットだけあつて、220万円かけたからいいやの問題ではないでしょう。やっぱり、金より人の命のほうが大事だと、秋葉さんもはっきり、私もそう思うと言われているんだから。こういうところにアスベストがむき出しになつているということが、やっぱりこれは人の生命に関わる問題じゃないですか。だからこれ以上踏み込めないというのは、私はそれはちょっとおかしいと思う。

裁判所に取りあえず問合せして確認して見てくださいよ、これあげますから。秋葉さん、こっち、あげますよ。だから聞いてみてください。私ちょっとこれ表面は落書きしちやつたけれども。

そういう確認する気もないの。確認する気もないの、秋葉さん。そんな話は私は聞いてられない。

○飯田委員長 秋葉副市長。

○秋葉副市長 大変、私のみ込みが悪くて申し訳ないんですけれども、裁判所に申出をすると、裁判所のほうで撤去をしていただけるということなんでしょうか。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 だから、3月5日からこれ競売なんですよ。だから、競売に申請した方が取り戻せば取り戻せますよ。差戻し。

しかし、今の時点はもう競売物件になって資料が出ているんですから、裁判所のほうが所有者で権限があるでしょう。第三者が競売申請してるんだから。持ち主が競売申請しているわけじゃねえんだから。そんな馬鹿な話はねえんだから。金を貸している人が競売申請しているわけだから。そしたら個人の権限というのはいないじゃないですか。個人対お金を借りているところの問題でしょう。個々の問題。だから権限というのは裁判所でしょうよ。話し合うのは。だと私は解釈するの。だからいかがですかと聞いているの。そういう聞く気はないのかって聞いているの。何も別に難しく考えなくていいの。こういう建物が南町の大通りにあること自体が、中身を見てもらったら分かるけれども、アスベストだの何だの、文言がいろいろ書いてありますよ。

だから早く対応するには、お金をかけても人の命を守るほうが大事なんだから。さっきはコロナの答弁になっちゃってるけれども、コロナは別の委員会だから。

やはり、経費をかけても、要するにアスベストの状況だけでもやるとか、そういう考えはないんですかと。だから裁判所に行って相談してみたらいかがですかと、私はそう言っているだけの話。

あとは委員長、いいよ、もう答弁もないようだから。

○飯田委員長 じゃ、小川委員。

○小川委員 今、松本委員からのいわゆる南町におけるプリンスビル。

いずれにしろ、今日、いわゆる国道50号線沿線における建物等においても、今日営業している部分も多いにある。

それに近いような部分が大なり小なり、やはり当然危険物と最終的になり得る部分、そして公的機関がそれに対する救済、人命に被害が及ぶと。そしてそれが隣接者から声が上がったり、そういう部分が多様に今後においても多い。その中における土地、建物、その権利者、これは当然しかり。その中において債権債務。皆さんそれぞれ御商売したり、一般の家庭の中でも借入れがあったり、そういう部分は多様にして多くありがちだと思うし。

今後において、ただいま松本委員からも御指摘があった分。やはりあくまでも公的なお金の使い方を、人命を救済するに当たって、使うときも当然あると。我々もこの中で法律的にいろいろやはり関わってくるとなかなか難しい面もあるし、それは当然窓口となる都市計画部であったり、我々も勉強しなくちゃならんかなと思うし、要望として、しっかりと我々にもお応えができるような、そして、やはり安全で安心なまちづくりのために歩を進めていただきたいと思います。

要望のみです。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 松本委員が今取り上げた旧プリンスビルの問題ですけれども、ここは8階建てで、そして外壁が老化して、台風の被害で落下するというので、隣に住んでいた方の屋根に突き刺さって人命に関わるということで、これを水戸市が建築基準法、空家特措法によって対応したというのは、これは当然のことでありまして、そういう点では評価したいというふうに思います。

今、松本委員が言った問題については、これは今後、検討しなきゃならない問題だと思うんですね。こういうビルは結構市内に幾つかありますよね。だから、そういう点ではこれは今後問題になってくるので、空家特措法の適用なども含めまして、今後、住民の命と暮らしを守るという点では、非常に大事な問題であります。

ただ、私は、今回水戸市が代執行して、外壁の落下の防止とか、そういうことをやったことによって、非常に地域の皆さん安心感があって、市の取った対応を非常に評価しているということでは、私もきちんと、その評価したいというふうに思います。

以上です。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 今、松本委員からの話を聞きまして、水戸市として今までやってきた代執行に対しては本当に市民にも評価されています。

ただ、今現状を聞くとアスベストが表面に出ているとか、危険なところがあるというふうな話もありましたので、もう一度確認をしていただいて、本当にそういうのが事実なのかどうか、事実であればその対応をしなきゃいけないんですけれども、今ちょっと聞いていると、不明確な点がありました。

それで、先ほど来からありますように、市民の命が一番大事なんで、そういう危険なところがここに限らずあれば、同じような対応をしなきゃいけないと思うんですけれども。特に、今この話が出ましたので、もう一度確認をしていただいて、またその報告をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 付け加えてさ。今のアスベストの話。

ここにもちょっと私もよく細かく見ていなかったの、鳥のふんやアスベストと思われるものが床にもたくさんあると。ですからアスベストマスクをしながら調査をしたということですから、これ事実じゃないですか。今さら確認しなくたって、これはどうするかということのほうが先なんじゃないですか。もうアスベストマスクをしながら調査をしたとここに出ています。

だから今後の問題ですよ。要するに、どういうふうにして取りあえずアスベストだけでもやろうかとか、完全にアスベストが表に出ないようにしようかとか、しなければならぬんじゃないのかなということを最後に申し上げて。

答弁はいいです。

○飯田委員長 難しい問題がありますけれども、今後のことにつきましても、よく執行部のほうで打合せをしながら対応していただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の建設企業委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前11時53分 散会